エコリーフ文書管理番号:R-06-05

発行：2008(平成 20)年 5 月 1 日

製品分類別基準制定規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

付則

（改訂履歴）

訂番	年・月・日	頁		承　認
01	平成14年４月１日	―	新規作成	
02	平成15年３月１日	―	リサイクルリユース基準および海外輸送基準の変更	
03	平成17年４月１日		運営体制変更及び協会組織変更	
04	平成18年７月７日	―	PSC有効期限の設定、改訂ルールの見直し及び協会組織変更	
05	平成20年５月１日	-	PCR制定手順の変更	

製品分類別基準制定規程

（目的）

第１条　エコリーフ環境ラベルの作成に必要な「製品分類別基準」（以下「ＰＣＲ」という）の制定に係る基準、手続きを規定する。

（ＰＣＲ要求事項）

第２条　ＰＣＲ要求事項は、別紙１「製品分類別基準制定のための要求事項」に定める。

（ＰＣＲ制定手順）

第３条　ＰＣＲ制定提案を行う者は、ＰＣＲ様式１の制定提案書（F-20）をもってエコリーフ事業室（以下、「当室」という。）に提出するものとする。

２．当室は、提出された制定提案の受理を行うに当たっては、当該提案の対象製品に係るＬＣＡ情報作成上の難度、ＬＣＡ情報開示目的および社会倫理的妥当性等について、ＰＣＲ制定提案判定マニュアル（M-08）に定める「判定基準表」に従って評価するものとする。

３．当室は、前２項の評価において「判定基準表」のいずれかの項目で審議委員会審議に該当した場合は、当該制定提案を審議委員会に諮るものとする。

４．当室は、前２又は３項に基づく受理又は不受理の結果を提案者にＰＣＲ様式２（F-21）により通知するものとする。

５．ＰＣＲ制定提案者は、ＰＣＲ下案を提案することができる。また、当室は下案作成において提案者に協力することができる。

６．当室は、ＰＣＲ制定提案が受理された場合は、当該製品に係るＰＣＲワーキンググループ（以下、「ＰＣＲ-WG」という。）を編成する。ＰＣＲ－ＷＧの編成および運営に係る要件はＰＣＲ原案作成WG編成・運営マニュアル（M-09）に定める。

７．ＰＣＲ－ＷＧにおいて作成されたＰＣＲ原案は、評価レビューパネルにおいてＰＣＲ原案承認マニュアル（M-11）に従って評価し承認するものとする。ただし、当室は、評価レビューパネルの評価において次のような事態が生じた場合は、当該案件を審議委員会に諮るものとする。

①　評価レビューパネル委員の意見、評価結果が一致しなかった場合

②　評価レビューパネルが審議委員会に諮ることを求めた場合

８．当室は、ＰＣＲ原案が評価レビューパネル又は審議委員会において承認された場合は、直ちに様式３（F-22）により当該ＰＣＲ-WG 参加者に通知するとともに当該ＰＣＲの制定公開を行うものとする。

（ＰＣＲの有効期限）

第４条　ＰＣＲの有効期限は制定、更新、または継続を目的とした改訂から３年間とする。

２．当室は、更新時期に達したＰＣＲについては、ＰＣＲ制定提案判定マニュアル（M-08）に準じて当該ＰＣＲに関わる利害関係者の意見を徴した上で更新、改訂、廃止の何れかを決定する。

3．廃止となったＰＣＲについては公開継続するが、このＰＣＲに基づくエコリーフ申請は不可とする。

（ＰＣＲの改訂及び修正）

第５条　制定済みＰＣＲの改訂を提案する者は、改訂理由および改訂下案を記したＰＣＲ改訂提案書をＰＣＲ様式４（F-23）に基づいて作成し、当室に提出する。

２．ＰＣＲ改訂提案書提出以降の手続き、結果の公開等は、前条新規提案に準じる。

３．制定済みＰＣＲに誤記等により軽微な修正の必要が生じた場合は当室がその内容をＰＣＲ－ＷＧに確認し修正できるものとする。ただし、その修正については評価レビューパネルに報告するものとする。

（ＰＣＲ番号の設定）

第６条　ＰＣＲ番号は製品分類毎に付与される２桁の半角英数字、訂番を表す２桁の半角数字、の組み合わせで表し、ＰＣＲ制定提案順に当室が決定する。英字は大文字、小文字を区別する。ただし、初めの２桁の半角英数字については o の大・小文字、i の大文字、l の小文字、0 および 1 の数字は使用しない。

２．既制定ＰＣＲを改訂する場合は、新たなＰＣＲ番号を付与する。

３．既制定ＰＣＲに軽微な修正を施す場合は、上記ＰＣＲ番号に準訂番を表す２桁の半角数字を付与することができる。

（ＰＣＲ－ＷＧにおける合意形成）

第７条　ＰＣＲ原案の取り纏めはＰＣＲ－ＷＧ参加者のコンセンサスを得て行うことを原則とし、同参加者および当室はコンセンサス形成に向けた努力を行わなければならない。

２．ＰＣＲ－ＷＧの討議の結果、最終的コンセンサスが得られない場合には、複数案を併記し評価レビューパネルの裁定に委ねるものとする。

付則（改訂履歴）

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成18年7月7日より施行する。ただし、第４条の施行においては平成14年および平成15年に制定されたＰＣＲは平成19年12月末日をもって有効期間が満了するものとし、平成16年に制定されたＰＣＲは平成20年の当該月末に有効期間が満了するものとする。

第４条の施行に係る移行措置

制定時期	更新時期
平成 14 年	平成 19 年 12 月末日
平成 15 年	平成 19 年 12 月末日
平成 16 年	平成 20 年当該月末

本改訂は、平成20年5月1日から施行する。

別紙１　製品分類別基準制定のための要求事項

(注1)　本要求事項はエコリーフ環境ラベル作成のために定められたものであり、一部または全部を無断転用することを禁止する。

(注2)　本要求事項における「製品」には「サービス」が含まれる。

(注3)　用語の説明・注意点

① 控除

リサイクルやリユースによって新たに発生する環境負荷から、新材料や新部品等の製造に伴って低減する環境負荷を差し引くこと。

② 原単位

エコリーフ環境ラベルにおいては、原単位は、「自然界に出入りする物質の消費(鉄鉱石、原油等)や排出(CO2、BOD 等)までさかのぼり積算した単位量当たりの物理量(質量、容積、熱量等)」の意味で用いられる。使用可能な範囲に応じて、共通原単位およびPCR原単位の二種類の原単位がある。3.3.3(1) b 項を参照のこと。

製品分類別基準制定のための要求事項

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
1	製品とラベルの概要	ＰＣＲの対象となる製品群	1. 対象となる製品を定義する。 ・機能、用途、法規制、業界分類等を考慮し、極力広い範囲で定義する。 ・限定する場合は、理由と根拠を記載する。	－
2		ラベルの対象となる製品範囲	1. ラベルの対象となる製品範囲を定義する。 ・主要機能や販売単位を考慮する。 ・例:取扱説明書・包装材の包含など 2. シリーズ製品単位のラベル開示を許容する場合は、シリーズの定義方法を記載する。 3. 環境負荷データを公開する単位を設定する。 ・例:個、式、kg、m3、m2、m あたり など	－
3		製品ライフサイクルステージ	1. 対象となるライフサイクルステージ範囲を設定する。 2. 原則として全ライフサイクルステージを対象とする。 ・ステージを特定する場合は、理由・根拠を記載する。	フロー図

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
4	製品とラベルの概要	製品の仕様	1. 様式1PEADに記載する製品 の仕様項目を規定する。 ・原則として、製品質量は必須とする。 2. 第6項に基づいてラベル上で旧製品との比較を行う場合は、旧製品に比べ製品性能が同等以上であることを確認するための仕様項目を規定する。	PEAD
5		LCAデータの公開内容	1. 様式1上へ記載する重要な選択項目を規定する。環境負荷の必須項目(ガイドライン 3.2.5(1)項に記載)は記載不要。 2. 個別にデータを公開するステージがあればこれを規定する。 3. 表現方法(文章・表・グラフ等)について必要があればこれを規定する。 4. シリーズ製品単位のラベル開示を許容する場合は、製品群のデータ開示方法を規定する。 5. 以下についてはPCRごとに自由に設定できる。 ・LCA情報の理解を助ける補足説明文章に関する基準とPCR上での記載位置	PEAD
6		その他エコデザイン関連情報(新旧製品比較)	新旧製品比較情報を「その他エコデザイン関連情報」に記載することができるが以下を製品分類によらない、基本要件とする。 ・自社内新旧製品間の比較であること。(利害関係者間で確認する必要のないもの) ・同一PCR内の比較であること。 ・比較の対象となる新旧製品の両方がエコリーフにおける第三者検証を受けていること。 ・ISO14025の「比較可能性に関する要求事項」を満たすこと。 ラベル上で旧製品との比較を行う場合には以下の内容を具体的に規定する。 1. 第4項で規定した仕様項目において旧製品に比べてラベル対象製品の方が同等かそれ以上であるべきとする場合の「同等」の程度を規定する。 2. 正当な理由のある場合、比較の環境負荷項目を限定してよく、その理由と項目を記載する。 3. ISO14025の「比較可能性に関する要求事項」を満足するための要求事項を記載する。 ・ただし、同一PCR内の比較であることで既に満足される内容は記載不要。 4. 以下の事項についてはPCRごとに自由に設定できる。 ・新旧製品間の比較情報、および、補足説明文に関する基準とPCR上での記載位置	PEAD

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
7	製品とラベルの概要	その他エコデザイン関連情報	「その他のエコデザイン関連情報」として以下の事項を記載することができ、PCRごとに記載についての基準を設ける。 1. 有害化学物質情報 2. エコデザインシステム情報 3. ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 4. その他	PEAD
8	各ライフサイクルステージの設定	製品の原料・部品構成	本項では、製品構成要素の素材・部品の区分について規定する。 1. PDS「製品情報」欄で製品構成要素として公開する原材料・部品類の名称を具体的に規定する。 ・原則としてリサイクル材やリユース部品も区別して記載する。 ・原則として上記の原材料・部品類の名称にはエコリーフ原単位あるいはPCR原単位の名称を用いるがこれに限定するものではない。 2. オープンのリサイクル・リユースを経て入手される材料・部品を含む場合には間接影響の部分について第12項に準じて規定する。	内訳DS(製品)、PDS
9		製造製造ステージのモデル化・データ区分等	1. 製造サイトデータの収集対象となる工程を規定する。 ・データ収集対象には対象製品の最終加工あるいは最終組立、および、一つ以上の主要部品についての製造工程を含むこと。 2. 製造サイトでデータ収集対象となる投入・排出物質の項目を規定する。原則としてこれらの項目が製品データシートに記載される。 3. データ収集範囲を示した工程フロー図をPCRに添付する。 4. データ収集対象として特定された範囲内のサイト間輸送の負荷について、必要ならば第 10 項に準じて基準を設定する。 5. 製造サイト投入・排出物についてオープンのリサイクル・リユースを含む場合には間接影響の部分について第12項に準じて規定する。	プロセスフロー図、内訳DS(製造サイト)、PDS

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
10	各ライフサイクルステージの設定	物流ステージにおけるモデル化・データ区分等	本項では最終製品の輸送負荷を計上する。(物流ステージでは最終製品の輸送負荷を計上する。) 1. 輸送範囲(起点・終点)を規定する。 2. データ収集項目を規定する。 例:燃料種類、燃料使用量等 例:輸送手段、距離、積載率(トラックの場合)等 3. 標準条件とする項目とその条件を規定する。 例:輸送手段、距離等 4. 物流ステージで投入・排出される物質についてオープンのリサイクル・リユースを含む場合には間接影響の部分について第12項に準じて規定する。	内訳 DS(物流)、 PDS
11		使用ステージにおけるモデル化・データ区分等	1. 使用シナリオを規定する。 例: (標準使用モード*時間+待機モード*時間)/日 × *日/年 × *年 等 例: 消耗品交換回数 *回/年 2. 計測項目を規定する。 例: 消費電力量等 3. 設定に関与した工業会規格等を記載する。 4. 使用ステージにおいて交換する消耗品の素材製造・製品製造については必要に応じて第8, 9項に準じて規定する。 5. 使用ステージ投入・排出物についてオープンのリサイクル・リユースを含む場合には間接影響の部分について第12項に準じて規定する。	内訳 DS(使用)、 PDS
12		廃棄・リサイクルステージにおけるモデル化・データ区分等	1. 使用済み製品の廃棄、リサイクル、リユース、および、それらのための前処理等のシナリオを規定する。これらには以下の事項が含まれる。 ・構成部品等のリサイクル、リユース可能性の判定基準 ・製品回収率 ・リユース回数 ・リサイクル、リユースされずに廃棄されるか、有価物として売却される使用済み製品の処理負荷の具体的計上方法 ・使用済み製品の廃棄・リサイクルに関わる物流の評価範囲 2. オープンリサイクル/リユースを含める場合は「間接影響」部分について標準シナリオを規定する。あるいは、各社の設定としてもよい。 ・使用済み製品回収～リサイクル材料製造における、直接影響領域と間接影響領域の境界設定に注意する。 ・各社で妥当と判断されるシナリオを設定する場合、シナリオの根拠の妥当性が検証の対象となる。	内訳 DS(廃棄・リサイクル)、 PDS

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
13	各ライフサイクルステージの設定	カットオフルール	本項ではカットオフルールについて規定し、以下の事項を記載する。 ・カットオフを行うステージ ・カットオフ対象 （素材名、工程名等） ・カットオフルールの指標を定める(質量、エネルギ、環境負荷量等) ・基準値 (カットオフ可能な限界値) として百分率を用いるときの分母・分子 ・カットオフルールの除外	内訳DS(各ステージ)、PDS
14		収集データの品質要件	本項では各ステージで直接収集されるデータに対する品質要件について規定する。 1．下記項目等のデータ収集範囲をサイト毎に規定し以下の事項を記載する。 ・対象となるステージとデータ収集範囲 ・収集場所 (国内、国外、代表工場、…) ・収集期間 (年、季節、月、…) ・場所・期間を限定する場合はその理由と代表性が確保できていることの説明 (注)場所・期間はそれぞれ対象全域・1年以上を原則とする。 2．既存の類似機種のエコリーフラベルのデータを直接収集データの代わりに部分的に使用することができる。この場合、PCR上で以下の事項を規定する。 ・既存のエコリーフラベルデータを用いるデータ収集対象のプロセス ・上記データ収集対象プロセスの全体に対する負荷の寄与率の基準（例:当該ラベル(新製品)の全ライフサイクル温暖化負荷の5%までの範囲で既存ラベルのデータ収集プロセスデータの使用を当該ラベルにおいて認める。） ・既存ラベルのデータが当該ラベルにおいて使用されることの妥当性の基準(例:データ集積システムが同一であること、およびデータ収集対象プロセスの内容が同一であること等。） 3．その他必要なデータ品質要件を規定する。	内訳DS(各ステージ)、PDS
15		収集データのアロケーション	本項では各ステージのデータ収集において必要となる各種アロケーションのルールについて規定する。 ・極力アロケーションが不要になるようにデータを収集する方法を設定する。 データ項目毎にアロケーションの方式 を規定し以下の事項を記載する。 ・アロケーションを使用するステージ ・面積・出荷量・生産額による配分などの方式 ・アロケーションの方式の選定理由等	内訳DS(各ステージ)、PDS

No.	大項目	小項目	要求事項	関連様式
16	インベントリ計算	LCI 計算の考え方	本項では、直接収集データ、原単位等を用いて LCI 計算する際の考え方・計算式について、必要に応じて具体的に規定する。 記載例 ・既存のエコリーフラベルを直接収集データの代わりに用いる場合の基準 ・シリーズ定義に計算式を用いる場合の説明 ・LCI、LCIA 計算結果のアロケーション	内訳 DS(各ステージ)、PEIDS
17		共通原単位の使用条件	1. 規定できる内容には以下が含まれる。 ・実態と原単位の対応(例:SSB 特殊樹脂＝PS 樹脂原単位) ・組み合わせ(例:素材原単位＋加工原単位) ・修正係数での原単位補正 2. 既存の共通原単位が利用できない（または存在しない）場合にはPCR原単位を作成することができる。作成したPCR原単位にはその仕様を付記する。	内訳 DS(各ステージ)、PEIDS
18	LCIA	ｲﾝﾊﾟｸﾄｶﾃｺﾞﾘおよび特性化係数の追加	1.「共通特性化係数リスト」に定めたインパクトカテゴリ以外について、必要な場合は、カテゴリ名と、それに関連する物質名をその根拠とともに規定する。 2.「共通特性化係数リスト」に定めたインパクトカテゴリのうち様式2 PEIDS 上の開示が不要な項目を削除するよう規定する。 3.「共通特性化係数リスト」に定めたインベントリ項目のみでは、各環境負荷項目に適用する特性化係数が特定できない場合は、新規に必要とする特性化係数を検討する。	内訳 DS(各ステージ)、PEIDS

補足資料

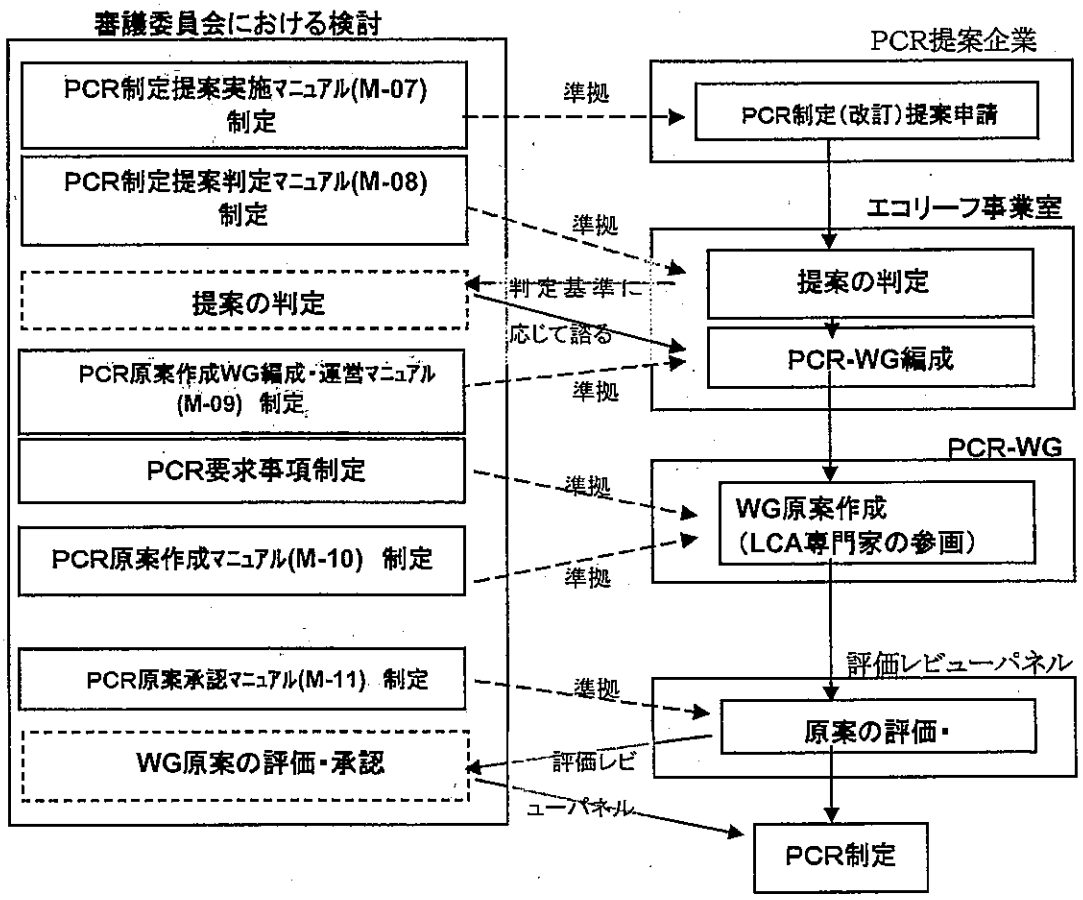
審議委員会における検討
PCR制定提案実施マニュアル(M-07) 制定
PCR制定提案判定マニュアル(M-08) 制定
提案の判定
PCR原案作成WG編成・運営マニュアル (M-09) 制定
PCR要求事項制定
PCR原案作成マニュアル(M-10) 制定
PCR原案承認マニュアル(M-11) 制定
WG原案の評価・承認
準拠
判定基準に応じて諮る
PCR提案企業
PCR制定(改訂)提案申請
エコリーフ事業室
提案の判定
PCR-WG編成
PCR-WG
WG原案作成 (LCA専門家の参画)
評価レビューパネル
原案の評価・
評価レビューパネル
PCR制定

様式1(F-20-03) PCR制定提案書

文書管理番号(対応規程番号):F-20-03 (R-06-05)

PCR制定提案書 (F-20-03)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室御中

下記の製品分類別基準(PSC)の制定を提案します。

提案日	
提案者(企業名)	
提案部門(事業部名等)	
提案代表者・役職	
担当者(連絡先)	
氏名	
所属	
電子メールアドレス	
電話(固定・携帯)	
FAX	
所在地	〒
その他	ご提案者について該当項目に○をつけてください。 製造者 / 販売者 / 代理者 / ユーザー / 一般消費者 / 行政当局 / その他( )

【ご提案内容】

Q1 提案するPCRの名称

_____

Q2 製品の主要機能

_____

Q3 ご提案の製品分類の位置づけについてお答えください(該当項目に○、複数可)。

素材 中間部品 最終製品 サービス その他( )

Q4 関連PCRの有無についてお答えください。

既に公開されている関連PCR　ある ・ ない

(ある場合)関連PCR名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関連PCRと製品定義の重複　　有 ・ 無

関連PCRと本提案の相違点＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Q5 提案する製品範囲に含めない製品群があるかお答えください。

製品機能が同一だが、PCR提案に含まれていない製品群が ある ・ ない

(ある場合)理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(例:プラスチック食品容器について、生分解性プラスチック製容器は製造工程と廃棄工程が大きく異なるので今回は含めない)

Q6 製品の内容についてお答えください(該当に○)。

構成素材 単一素材 ・ 複数素材

製造工程 加工組立を 含む ・ 含まない

使用時にエネルギーを 使用する ・ 使用しない

Q7 ラベル上での製品の環境負荷計上単位についてお答えください(該当項目に○、複数可)。

個数 重量 長さ 面積 体積 その他(　　)

Q8 御社においてラベル公開を希望する製品型式数についてお答えください(該当項目に○、複数可)。

1～9 10～99 100～999 1000以上

【ラベル公開の目的】

Q9 エコリーフ環境ラベルは製品ライフサイクルの全てのステージを対象としますが、その中で特に取り扱いたい環境側面を下記の中から選び○をつけてください。(複数可)

ライフサイクルステージ　製造 物流 使用 廃棄 リサイクル

主要な環境負荷項目　温暖化負荷 酸性化負荷 エネルギー消費量

オゾン層破壊 富栄養化 エネルギー資源 鉱物資源

使用ステージ消費電力 使用ステージ消費水量 土壌廃棄物

その他(　　)

特に取り扱いたいとされた理由を以下のA,Bから選び○をつけてください。

A 本対象製品の環境側面をアピールしたいため

補足説明＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

B 法規制および業界規格による開示義務があるため

補足説明＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Q10 提案する製品分類の製品ユーザーについてお答えください(該当項目に○、複数可)。

製造企業 官公庁・公共団体 一般消費者 その他(＿＿＿＿)

Q11 一般消費者へのアピールについてお答えください(該当項目に○)。

アピールする ・ しない

【WG編成の際のアナウンス先について】

Q12 関連する工業会

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Q13 関連する主要企業

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【ご提案者について】

Q14 ご担当者のLCA経験についてお答えください(該当項目に○)。

a．実施したことがある b．基礎知識を有する

c．どのようなものかは知っている d．全く知らない

＊ cあるいはdとお答えした企業の方には、弊協会のセミナー情報等をご紹介させて頂きます。

Q15 御社のエコリーフ取得予定についてお答えください。

取得予定時期:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他 エコリーフ事業室への要望事項があればお書きください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上

様式2(F-21-02) 製品分類別基準制定･改訂採否通知書

文書管理番号(対応規程番号)：F-21-02 (R-06-05)

20□年□月□日

エコリーフ環境ラベル
製品分類別基準(PCR)制定・改訂提案採否通知書

（ＰＣＲ提案企業等の名称）

（担当者）殿経由（届出代表者）殿

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

□ 印□

貴社（貴殿）より制定・改訂提案のなされました製品分類別基準(PCR)につきまして、エコリーフ環境ラベルプログラム審議委員会において、次のとおり決定されましたのでご連絡いたします。

提案区分(○印)　□ 新規制定

□ 既制定PCRの改訂　(元PCR番号：□)

PCRの名称　□

提案日　20□年□月□日

決定(○印)

□ PCRを制定または改訂するものとし、PCR-WGの編成を行います。

正式PCR名称　□

PCR番号　□

補足説明　□

□ 下記理由により、今回はPCRの制定(または改訂)は行いません。

別紙□有□無

□

(備考)

本決定に対する異議、質問等は、本通知受領後10日以内にエコリーフ事業室(ecoleaf@jemai.or.jp) にお願いします。

様式3(F-22-02) 製品分類別基準原案判定結果通知書

文書管理番号(対応規程番号):F-22-02 (R-06-05)

20□年□月□日

エコリーフ環境ラベル　製品分類別基準(PCR)原案判定結果通知書

ＰＣＲ-WG参加各位

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

□　印□

ＰＣＲ制定申請のなされていました下記ＰＣＲの原案に対して、審議委員会の審議結果が出ましたので、ご連絡いたします。

ＰＣＲ名称　□

ＰＣＲ番号　□

決定日　20□年□月□日

決定（○印）

□　ＰＣＲ原案のとおり承認し、公開します。

□　ＰＣＲ原案を下記のとおり修正の上承認します　別紙□有□無

□　ＰＣＲ原案の修正を下記の理由で求めます。　別紙□有□無

□　ＰＣＲ原案の再検討を下記の理由で求めます。　別紙□有□無

□

(備考)

本通知に対する疑問、質問等は、本通知受領後10日以内にエコリーフ事業室(ecoleaf@jemai.or.jp)にお願いします。

(通知者リスト[順不同])

□

ＰＣＲ様式４(F-23-02)製品分類別基準改訂提案書(兼改訂提案受理確認書)

文書管理番号(対応規程番号)：F-23-02 (R-06-05)

エコリーフ環境ラベル
製品分類別基準(ＰＣＲ)改訂提案書　(兼改訂提案受理確認書)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿
下記の製品分類別基準(ＰＣＲ)の改訂を提案します。

改訂提案日	20□年□月□日
改訂提案者(企業)名	
改訂提案部門(事業部名等)	
改訂提案代表者・役職	
担当者（連絡先）	
氏名	
所属	
電子メールアドレス	
電話（固定・携帯）	
ＦＡＸ	
所在地	〒
元ＰＣＲ名称	
元ＰＣＲ番号	
改訂提案理由	別紙□有□無

□改訂提案者（社）名□

□担当者□殿

ＰＣＲ改訂提案書を受理しました。本改訂提案の採否は、後日ご連絡いたします。

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

改訂提案書受理日　20□年□月□日

質問書添付　□有□無

(注)　本提案は、エコリーフ事業室（ecoleaf@jemai.or.jp）への電子送付で行う。